

平成 30 年第 10 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 10 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 10 月 1 日 (月)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 63 号 農地法第 3 条許可について

議案第 64 号 農地法第 4 条許可について

議案第 65 号 農地法第 5 条許可について

議案第 66 号 非農地証明について

議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第 59 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 60 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 61 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 62 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 63 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 64 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	4番	井野義美
6番	川越定光	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	12番	川越正彦	13番	茜ヶ久保加代
14番	持原義信	15番	小倉俊博	20番	前田峰子
23番	井田勝美				

5. 欠席委員

3番	久保田章生	5番	鬼塚健太	7番	松元明彦
11番	川崎正信	16番	片上英行	17番	比惠島章之
18番	川越達也	19番	秋山広美	21番	中村和寛
22番	外蘭香	24番	小玉利光		


6. 事務局出席者

局長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 步 夢		
総務係主事	富 永 昇		
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 河越定光 

委員 小倉俊博 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 30 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、3 番久保田章生委員、5 番鬼塚健太委員、7 番松元明彦委員、11 番川崎正信委員、16 番片上英行委員、17 番比恵島章之委員、18 番川越達也委員、19 番秋山広美委員、21 番中村和寛委員、22 番外蘭香委員、24 番小玉利光委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、6 番川越定光委員、15 番小倉俊博委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 5 議案の審議をお願いいたします。

議案第 63 号農地法第 3 条許可については 18 件、議案第 64 号農地法第 4 条許可については 9 件、議案第 65 号農地法第 5 条許可については 21 件、議案第 66 号非農地証明については 3 件、議案第 67 号農用地利用集積計画の決定については 107 件、以上、審議件数は 158 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、24 万 4,342 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、20 万 5,267 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 63 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が、基盤強化促進法ではなく、3条申請となっております。2ページの139番が該当しますが、この案件につきましては、基盤強化法と3条とを検討した上で、本人が行政書士に依頼して3条による手続を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

番号131番をごらんください。

本案件は、受人の耕作面積が3,194平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,940平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

同様の案件が、132番、136番、137番、142番、143番がございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの147番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの148番を議題とします。

○事務局（岡本） 番号148番をごらんください。

本案件は、申請地でオリーブを栽培するため、7,546.76平方メートルの農地を買う申請となっております。申請地は青島中学校の西の山林の中にある農地で、一部山林化しているところもありますが、現時点で既に伐採を始めており、木を全て切って農地に復元し、オリーブを植える計画と確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○20番（前田委員） 7,546平方メートルで価格が77万、単価が10万ということなんですけれども、この価格というのは、その地区で大体隣近所の単価と比べた場合どうなのでしょう。10万ってすごく低いような感じがしたものですから。

○事務局（岡本） 価格についてでございますけれども、基盤強化法による手続ではなく3条申請となっておりますので、価格自体はお互いの話し合いの中で決まったも

のというふうに認識しております。また、この受人につきましては、こちらの農地だけではなく、周りの山林とか原野などを含めて、全部合わせると11万2,852平方メートルを一度に購入しているようでございますので、面積が広い分、単価にすると低くなるという部分もあるのではないかとお思います。以上です。

○20番（前田委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第64号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第4条許可について御説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号46をごらんください。

申請人は、宮崎市大字本郷南方に本拠を置く農業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字郡司分にあります宮崎県消防学校から東に約350メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に選果場や作業場などの農業用施設を整備したく申請に及んだものでございます。申請地は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、今般用途区分を「農地」から「農業用施設用地」に変更しており、不許可の例外である「農用地区域内の農地を農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、汚水などは発生せず、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

なお、議案第 65 号 207 番につきましても、同じ申請人による同様の転用申請となっております。

また、そのほかの案件におきまして、追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページから 9 ページの 53 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 65 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 5 条許可について御説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 202 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字塩路在住の農家2名及び宮崎市大字塩路が最後の住所地となっております故人の相続人3名、受人は宮崎市大字塩路に本拠を置く観光業などを営む法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。こちらの資料の1ページに位置図を、2ページに合成字図、3ページに計画図を掲載しておりますので、それぞれ御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、フェニックスカントリークラブから南西に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を例年11月に開催されておりますダンロップフェニックスゴルフトーナメントの臨時駐車場として利用するため、申請に及んだものでございます。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、同様の「第1種農地」及び「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号204、205、206、208、209がござ

います。

次に、番号 203 をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人もともに宮崎市大字新名爪在住の農家で、親子であり、渡人が父親、受人が息子となっております。申請地は、宮崎県立宮崎北高等学校から北に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅の敷地の一部として利用していたことから、追認申請に及んだもので

す。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は直接農地とは接しておらず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件におきましても、追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（井田委員） 202番の駐車場の件なんですけれども、フェニックスゴルフトーナメントの時期に一時的に駐車場にして、その後は農地に戻して田んぼか畑にするんですか。それとも雑種地か何かですか。

○事務局（押川） 現状は、砂利を入れたりなど、違反転用は行われてはおりませんが、耕作自体も行われておらず、いわゆる休耕地の状態となっております。ですので、この時期だけ毎年このような形で使われるということになります。

○23番（井田委員） 砂利を入れなくて、雨が降ったときなんかは大丈夫なんですか。

○事務局（押川） 砂地になっております。

○2番（岡委員） 現地確認しています。一応自分たちも耕作についてお世話するんですけど、もう貸さないとと言われるんですよ。保全管理というか、草刈りなんかはずっとされていて、荒れたりしている状態ではありません。貸さないとと言われるから、どうしようもないんですよ。広い土地なんですけどね。そういう状態です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 207 をごらんください。

こちらは、先ほど農地法第4条許可について御説明したのと同じ申請人による申請の案件となっております。申請人のうち、渡人は宮崎市大字本郷南方在住の農家、受人は宮崎市大字本郷南方に本拠を置く農業を営む法人でございます。申請地は、先ほどと同じ宮崎市大字郡司分にある宮崎県消防学校から東に約350メートルの場所に位置する土地でございます。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を作業場や資材置場などの農業用施設用地として利用していたことから、追認申請に及んだものでございます。申請地は、農業振興地域の「農用地区域」にあります。今般用途区分を「農地」から「農業用施設用地」に変更しており、不許可の例外である「農用地区域内の農地を農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当していません。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号202番につきましては、10月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第66号非農地証明について、16 ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第66号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され、将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この 3 件の証明願の案件につきましては、9 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 67 号農用地利用集積計画の決定について、17 ページから 68 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、日高隆志委員の退室を求めます。

（1 番日高隆志委員退室）

○事務局（平下） 議案第 67 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

議案第 67 号農用地利用集積計画のうち、17 ページの 25 番から 35 ページの 61 番の農地中間管理事業分の申出につきましては、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が農地所有者から原則として 10 年間農地を借り受け、それを担い手農家に貸し付けることで農地の利用集積を図るものでございます。農地中間管理機構から担い手農家への貸し付けは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地利用配分計画が作成され、県が認可した後、農業委員会に通知されることになっております。なお、今回の案件が承認されれば、農地利用配分計画の縦覧を経て、次回以降の総会にて報

告される予定になっております。

利用権設定につきましては、36ページの番号755番から68ページの番号808番までの54件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が1件、新規設定が8件、賃借権の再設定が9件、新規設定が22件、中間管理の特例事業による賃借が2件となっております。60ページの番号795番から67ページの806番までの12件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

また、67ページの番号807番から68ページの番号808番までの2件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明いたします76ページの番号823番から77ページの824番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月、農地を貸し付けた後に農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

日高隆志委員の入室を求めます。

（1番日高隆志委員入室）

○議長（松田） 次に、69ページから77ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、69ページの番号809番から77ページの番号824番までの16件でございます。

また、76ページの番号823番から77ページの824番につきましては、先ほど説明いたしました67ページの番号807番から68ページの808番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第59号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございまして、その数5件でございます。

報告第60号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございまして、その数34件でございます。

報告第61号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございまして、その数10件でございます。

報告第62号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございまして、その数32件でございます。

報告第63号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございまして、その数3件でございます。

報告第64号は、相続等による権利移動についてでございまして、その数9件でございます。

なお、報告第59号、第60号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第61号、第62号につきましては、第7回、第8回、第9回総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第10回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時45分閉会